

資料
No. 3

緊急人材育成・就職支援基金関係資料

「緊急人材育成・就職支援基金」の事業実施状況

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

緊急人材育成・就職支援基金

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

○ 緊急人材育成支援事業

職業訓練と訓練期間中の生活保障の実施

(単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円)

事業開始：7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

7月29日 職業訓練順次開始

実績：【訓練】認定済み定員 18,130人、受講者(予定者含む) 9,935人

【給付】受給資格認定申請件数 6,458件 (10月13日現在)

2 中小企業等における雇用創出

○ 中小企業等雇用創出支援事業

実習型雇用・職場体験等を通じた雇入れの助成

(実習型雇用：1人月10万円、雇入れ：1人100万円など)

事業開始：7月10日

(10月6日現在)

実績：受理求人数 8,672人、登録求職者数10,362人、開始者数 1,143人

3 長期失業者等の再就職支援

○ 長期失業者等支援事業

長期失業者及び就職活動困難者に対する再就職支援、住居・生活支援

事業開始：8月17日

実績：開始者数1,200人 (10月6日現在)

※ 1～3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

Ex

製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

緊急人材育成支援事業の概要

中央職業能力開発協会

- ・訓練認定基準の作成、事業運営に係る調整
- ・訓練実施計画の認定
- ・訓練・生活支援給付及び各種奨励金の支給決定等

厚生労働省

- ・事業の制度設計
- ・事業運営の監督・指導
- ・業界団体等を通じた人材ニーズの把握等

基金造成

・各種申請書の取次及び
そのチェック結果の報告

一部委託

<委託先団体>

- 訓練コーディネート等のノウハウを有する団体
- ・訓練実施機関の開拓
- ・訓練実施計画の作成支援、申請書等のチェック
- ・キャリア・コンサルティング

訓練・生活支援給付の審査・支給
【要件】主たる生計者であること等
【支給額】単身者：月10万円
世帯者：月12万円

- ・訓練実施計画の認定通知
- ・各種奨励金の支給

・計画認定申請書等の提出

・訓練実施機関の開拓
・訓練実施計画の作成支援

< 訓練実施機関 >

再就職支援

キャリア・コンサルティング

職業訓練

生活支援給付

奨励金

<訓練コース>

- ①再就職に必須のITスキル習得のための訓練(3か月程度)
- ②新規成長・雇用吸収分野における基礎的能力習得のための訓練(6～12か月程度)

<訓練実施機関への奨励金>

- 訓練コース新設に係る初期費用の助成(100～300万円)
- 訓練実施に係る助成(受講生1人当たり月額6～10万円)

求職者※

受講

受講
勧奨

ハローワーク

※ 雇用保険を受給できない求職者
(非正規離職者、長期失業者など)

基金職業訓練の種類

1 職業横断的スキル習得訓練コース(3か月)

文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作等の職業横断的な情報技術等（ITスキル等）が不十分な者を対象とした訓練。

2 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース

医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業等の新規成長分野又は雇用吸収の見込める分野、その他地域の人材ニーズがある分野で求められる基本能力習得のために、以下の構成により実施する訓練。

① 基礎演習コース(6か月)

若年者等に配慮し、(i)就職に必要な基礎力の養成と、(ii)主要な業界、業種に係る短期間の体験等の提供等を内容とし、実践的演習に向けたレディネス(職業準備性)の付与及び具体的な職業選択へ向けた動機付けを支援する。

② 実践演習コース(3～6か月)

新規成長分野、雇用吸収分野等における職種について、(i)座学形式、(ii)座学と企業実習等を組み合わせたデュアル形式、(iii)事業所における実習形式等により、より実践的な能力の習得を支援する。

基金訓練の実施イメージ

基礎的能力の習得のための
訓練(年間約12万人)

基礎演習コース (6ヶ月)

- ・ 基礎力の養成
- ・ 主要な業界、職種に係る
短期間の体験の場の提供等

職種横断的スキル向上 のための訓練 (3ヶ月)

- ・ ITスキル
- ・ 会計・簿記 等

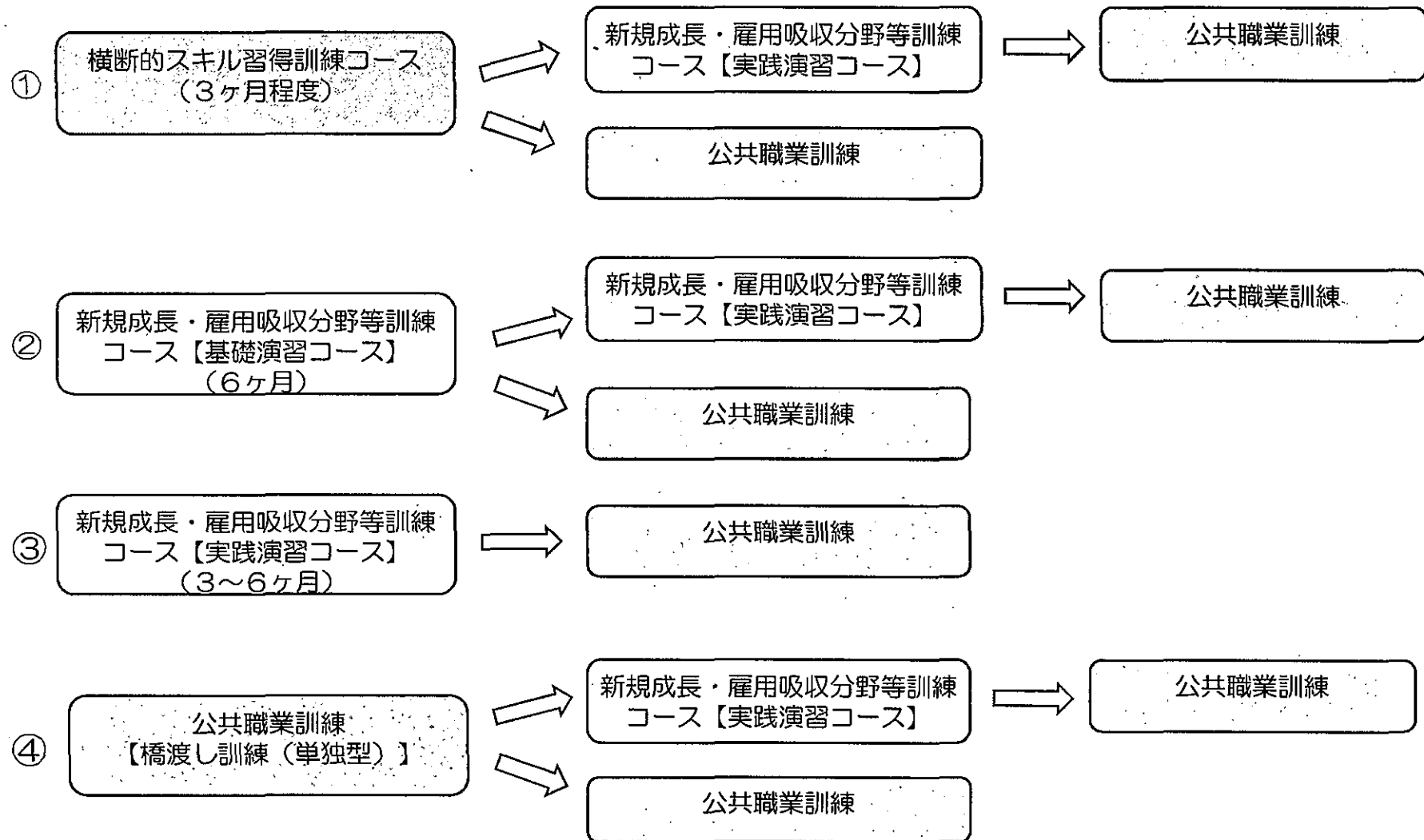
実践演習コース (3～6ヶ月)

- ・ 各業界、職種で求め
られる知識・技能の習
得

【実践演習コースの主な実施分野と規模】

分野・職種	具体的な訓練コース
情報通信、情報 処理、コンテン ツ等	プログラム(JAVAなど)・ソフトウェア・ コーディネーター・システム運用・構築 プロモート 等
介護・福祉	介護職員基礎研修、ホームヘルパー 2級 等
医療	医師事務作業補助者(医療秘書)等
農業	造園、農業経営 等
環境	リサイクル、第二種電気工事士 等
地域ニーズ	地場産業、ものづくり、観光、サービス 等の地域ニーズに対応したもの(上記 分野を含む)

基金訓練における受講の流れ(複数受講)



緊急人材育成支援事業に係る職業訓練の認定申請受理件数

10月13日現在

全国	1,326件
1 北海道	55件
2 青森	25件
3 岩手	15件
4 宮城	34件
5 秋田	14件
6 山形	9件
7 福島	6件
8 茨城	15件
9 栃木	15件
10 群馬	20件
11 埼玉	26件
12 千葉	56件
13 東京	168件
14 神奈川	31件
15 新潟	28件
16 富山	33件
17 石川	22件
18 福井	3件
19 山梨	24件
20 長野	9件
21 岐阜	21件
22 静岡	15件
23 愛知	44件
24 三重	22件
25 滋賀	18件
26 京都	19件
27 大阪	193件
28 兵庫	41件
29 奈良	15件
30 和歌山	24件
31 鳥取	8件

32 島根	4件
33 岡山	11件
34 広島	37件
35 山口	26件
36 徳島	4件
37 香川	12件
38 愛媛	2件
39 高知	5件
40 福岡	57件
41 佐賀	6件
42 長崎	23件
43 熊本	28件
44 大分	11件
45 宮崎	25件
46 鹿児島	9件
47 沖縄	38件

訓練・生活支援給付のあらまし

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乗せ)する。

概要

(1) 主な要件

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること
- ④ 年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること。
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること。
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

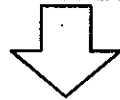
(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

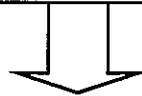
	給付	貸付
(1)単身者	10万円	上限5万円
(2)被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※ 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要

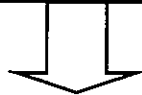
訓練・生活支援給付金を受給するためには



① ハローワークへ求職申込み

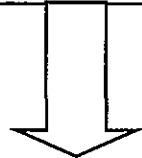


② ハローワークで職業相談、キャリア・コンサルティングを受ける



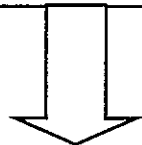
③ 受講申込み

※1 本人が直接、訓練実施機関に基金訓練受講申込書を送付



④ 訓練受講決定 (訓練実施機関による選考)

※2 訓練の受講が決定した方は、速やかにハローワークへ



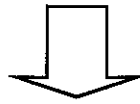
⑤ ハローワークによる受講あっせん

⑥ 受給資格認定申請 ※3

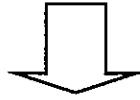
「訓練・生活支援給付受給資格認定申請書」を現在の住居所を管轄するハローワークに提出

⑦ 訓練・生活支援資金融資の貸付を希望する方は、「訓練・生活支援資金融資貸付要件確認書」等の交付を受ける

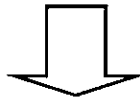
※3 既に訓練を受けている人は、現住所を管轄するハローワークで受給資格認定申請を実施



⑧ 中央職業能力開発協会による
受給資格認定の審査

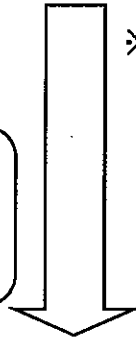


⑨ 受給資格の認定



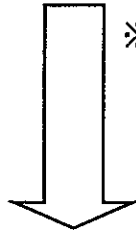
⑩ 訓練・生活支援資金
融資の貸付申込み
(全国労働金庫協会へ)

※4 中央職業能力開発協会から
申請者へ、「訓練・生活支援
給付金受給資格者証」等を
送付



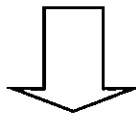
⑪ 給付金支給申請(訓練実施機関へ)

※6 訓練実施機関がハローワークの確認を
受けて、中央職業能力開発協会に提出



⑫ 中央職業能力開発協会による審査

出席日数が8割未満の場合、以後の支給が停止。



⑬ 給付金の支給

第1回目の給付金の支給は、訓練開始前に受給資格認定申請をした場合には、訓練開始日から概ね2～3週間後。
それ以降は、毎月、支給申請を遅れずに行った場合は、概ね同じ時期に支給。